

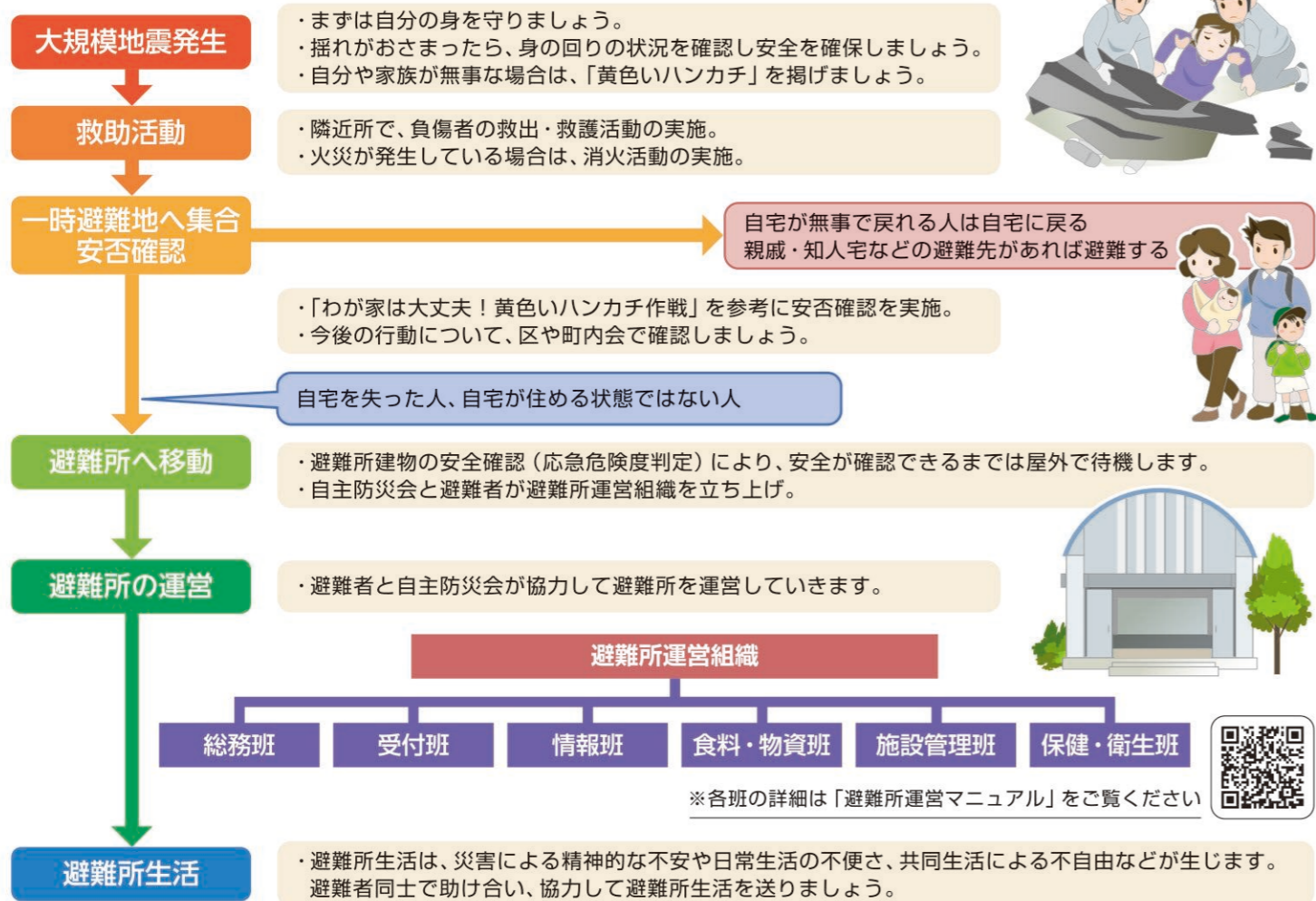
災害時の自主防災活動

◆地震災害時の避難と自主防災活動

大規模災害により自宅が被災し、自宅での生活が困難になった場合や、避難指示等により避難を余儀なくされた場合は、市の指定避難所で避難生活を送る場合があります。

ここでは、大規模地震の発生を例に挙げ、地震発生から市指定避難所が開設されるまでの流れを紹介します。

◆地震発生からの流れ



避難所生活では、様々な人たちと共同生活を送ることになります。できる限りの配慮・工夫をお願いします。

高齢者

障がい者

難病・アレルギー疾患・その他の慢性疾患

妊産婦・乳幼児

子ども

外国人

性的マイノリティなど

○男女別の専用スペースだけでなく、性別に限らないスペース（更衣室、シャワー室、多目的トイレなど）を設ける。

○女性や子育て世帯、障がい者など、それぞれの立場で要望を伝えやすい場を整えたり、専用スペースなどがあるとよい。

○物資の配布場所等には男女両方のスタッフを配置するとともに、リクエスト用紙などを用いて伝えやすくする工夫をするとよい。

○子どもや外国人でもわかりやすい掲示や案内を心がける。

◆ペットとの同行避難について

富士宮市では全ての指定避難所（44か所）でペットの同行避難ができます。（避難所ではケージ飼育になります。）災害時にペットをスムーズに避難させるため、普段から次の備えをしておきましょう。

◆基本的なしつけをする

動物が苦手な人やアレルギーを持っている人もいます。他の避難者の迷惑にならないよう、むやみに吠えさせない、ケージ内で過ごせるようにするなど、普段からしつけをしておきましょう。

◆飼い主が確認できるものを着ける

災害時飼い主とはぐれてしまう可能性も考えて、鑑札や迷子札、マイクロチップなどを着けておきましょう。

◆防災用品をそろえる

避難所にペット用の食料品や生活用品はありません。持ち出し品として準備しましょう。

- ドライフード、水、缶詰（5～7日分）
- 首輪、リード、ケージ、キャリーバッグ
- 薬、病気や健康状態に合わせた食事（療法食）
- 食器、トイレ用品、ブラシなど生活用品



指定避難所では、ペットを人の居住エリアに連れていくことはできません。ペットスペースを設営・運営するための「スターターキット」を用意していますので、飼い主同士で協力して設営・運営を行い、飼い主の責任でペットの管理をしてください。

問合せ先 生活環境課 ☎0544-22-1151

◆自治会への加入について

地域での助け合いを実践するには、防災訓練などに参加し、平時から隣近所同士のつながりを持つことが大切です。いざというときに備えるためにも、自治会への加入と、防災訓練への積極的な参加をお願いします。

総合防災訓練 8月最終日曜日 地域防災訓練 12月第1日曜日

※各自主防災会で、日程が異なります。

◆個別避難計画

高齢者や障がいがある方など、災害時に自力では避難することが困難な方について、「誰が支援するか」、「どこに避難するか」、「避難するときどのような配慮が必要か」など、一人ひとりの状況に合わせてあらかじめ計画したものを「個別避難計画」といいます。この計画を作成しておくことで、災害時の迅速かつ適切な避難ができることにつながります。

下記の「避難行動要支援者」に該当する方で、災害時に支援を必要とする方は、市役所福祉企画課にご相談ください。

避難行動要支援者

- (1) 75歳以上の高齢者のみの世帯の方
- (2) 要介護3～5の認定を受けている方
- (3) 身体障がい者手帳1級または2級の交付を受けている方
- (4) 療育手帳Aの交付を受けている方
- (5) 精神障がい者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方
- (6) 特定疾病治療研究事業の医療費支給認定を受けている難病患者の方
- (7) (1)～(6)に該当しないが、災害時に支援が必要で自ら登録を希望する方

問合せ先 福祉企画課 ☎0544-22-1457

避難行動要支援者についてはこちら▶

